

目 次

◎会議録第1号（1月18日）議案説明・質疑

開 会	4
日程第1 町長挨拶	4
開 議	4
日程第2 会議録署名議員の指名	4
日程第3 会期の決定	4
日程第4 議案第1号 松前町手数料条例の一部を改正する条例	5
日程第5 議案第2号 江川住宅外壁改修工事（3・4棟）変更請負契約の締結について	6
日程第6 議案第3号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第8号）	7
日程第7 議案第1号 松前町手数料条例の一部を改正する条例	11
日程第8 議案第2号 江川住宅外壁改修工事（3・4棟）変更請負契約の締結について	12
閉 議	13
町長挨拶	13
閉 会	13

令和6年松前町議会第1回臨時会会議録

令和6年1月18日第1回臨時会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	友 田 秀 樹
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺司
福祉課長	平村展章
保険課長	柏原正
子育て支援課長	大西雅弘
健康課長	佐藤真一
まちづくり課長	山田善仁
産業課長	田中俊臣
会計課技監	永井仁
上下水道課長	住田俊哉
学校教育課長	金子貴徳
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	楠田匡志
議会議務局書記	徳本敏子

令和6年松前町議会第1回臨時会

議事日程表 No.1

	令和6年1月18日(木)	午前10時10分	開議
		開 会	
日程第1	町長挨拶		
		開 議	
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第1号 松前町手数料条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第5	議案第2号 江川住宅外壁改修工事(3・4棟)変更請負契約の締結について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第6	議案第3号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第8号)		
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第7	議案第1号 松前町手数料条例の一部を改正する条例		
	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第8	議案第2号 江川住宅外壁改修工事(3・4棟)変更請負契約の締結について		
	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
	閉 議		
	町長挨拶		
	閉 会		

午前10時10分 開会

○議長（住田英次） ただいまから令和6年松前町議会第1回臨時会を開会いたします。

~~~~~

### 日程第1 町長挨拶

○議長（住田英次） 日程第1、町長挨拶を行います。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

まず初めに、元日に発生しました能登半島地震により犠牲となられた方々に深く御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

来週22日から10日間、本庁職員3名が被災地支援に向かう予定としております。一刻も早い復旧、復興とともに、一日も早く平穏な日常が戻りますようにお祈り申し上げます。

本日、臨時の町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙の中御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は、松前町手数料条例の一部を改正する条例の3月1日からの施行、江川住宅外壁改修工事（3・4棟）変更請負契約の締結及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して物価高騰の影響を受けた事業者や低所得世帯に対し支援を行う事業を実施するため、招集させていただきました。

御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 町長挨拶を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

3番池田幸子議員、4番西村元一議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会で協議の結果、本日1日限りと決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限り  
と決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第1号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説
明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第4、議案第1号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議
題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の3ページでございます。

議案第1号について提案理由を申し上げます。

戸籍法の一部改正を踏まえて地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正さ
れたため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願
いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第1号について補足して説明いたします。

議案書3ページを御準備ください。

今回の改正は、戸籍法の一部改正を踏まえ地方公共団体の手数料の標準に関する政令の
一部が改正されたことに伴い、新たに戸籍並びに除籍の電子証明書提供用識別符号の発行
に係る手数料を定めるため、松前町手数料条例の一部を改正するものです。

議案書3ページから4ページの改正後の第2条第3号において、戸籍電子証明書提供用
識別符号1件につき400円、議案書4ページから5ページの同第2条第6号において、除
籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円を新たに追加するほか、語句や号ずれ等を
下線に示すとおりそれぞれ改めます。

なお、この条例は令和6年3月1日を施行日とします。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第5 議案第2号 江川住宅外壁改修工事(3・4棟)変更請負契約の締結について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第5、議案第2号江川住宅外壁改修工事(3・4棟)変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の9ページでございます。

議案第2号について提案理由を申し上げます。

江川住宅外壁改修工事(3・4棟)変更請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(住田英次) 永井会計課技監。

○会計課技監(永井 仁) 議案第2号江川住宅外壁改修工事(3・4棟)変更請負契約の締結について補足して説明させていただきます。

議案書9ページ、参考資料3ページを御覧ください。

参考資料により説明させていただきます。

請負業者は松前土建株式会社です。変更理由は、施工前に外壁の調査を行った結果、当初より改修箇所が大幅に増加することとなったもので、請負金額が変更前の5,830万円から変更後1億1,659万9,000円と5,829万9,000円増額したものと、併せて工期が令和5年10月11日から令和6年1月31日までとなっていたものを令和5年10月11日から令和6年5月31日と121日間延長するものです。4ページに位置図、5ページに参考として3棟の北立面及び西立面の変更前の改修予定箇所、次のページに変更後の改修箇所の図面を添付してあります。

以上です。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第6 議案第3号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第8号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第6、議案第3号令和5年度松前町一般会計補正予算第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案第3号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書の5ページをお開きください。

令和5年度松前町一般会計補正予算第8号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ7,071万9,000円を追加し、総額を132億1,141万6,000円とするものです。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰の影響を受けた事業者や低所得世帯に対し支援を行う事業に係る予算でございます。

以下、補正予算の概要につきましては、参考資料により御説明をいたします。

参考資料の7ページをお開きください。

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、給付金を支給し、生活、暮らしを支援いたします。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

燃油価格等高騰の影響を受けている農業者、漁業者及び中小企業者に対し、事業経営への影響を緩和し、事業の継続を図るための応援金を給付いたします。

以上が補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番曾我部秀司議員。

○6番(曾我部秀司議員) 3点ほどお聞かせいただいたらと思うんですけども、全協

でも説明を受けたんですけれども、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で交付金対象事業、推奨事業メニューの中から、この住民税非課税世帯等臨時特別給付金並びにエネルギー価格高騰対策事業者応援金給付事業にしたのはなぜか。事業者応援の中でも、漁業者、中小企業者、農業者にしたのはなぜか。その理由をお聞かせください。

2点目、事業支援のほうの物価上昇係数なんですけれども、対象者によって係数が変わっております。漁業者が28.2%、中小企業者が18.1%、農業者が22.5%というふうに違うのはなぜか。どのように算出されたのかお聞かせください。

3点目、それぞれの予算を算出しておりますが、漁業者、中小企業者の予算は令和3年度決算におけるエネルギーに要した費用から推計し算出しております。決算に物価上昇係数を掛け、月数を掛け、給付率を掛けて出しておりますが、農業者に対しては過去の実績から出しております。応援金平均見込給付額に昨年度の応援金申請件数を掛けて算出しております。なぜこのように算出の仕方が違うのかお聞かせください。

以上です。

○議長（住田英次） まず1番から、構いませんか。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 失礼いたします。福祉課からは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金をなぜ推奨事業メニューで採用したのかという点について御説明をさせていただきます。

まず、昨年7月に実施をいたしました1世帯当たり3万円の非課税世帯への臨時特別給付金、こちらの対象が、純粋に均等割の非課税世帯の方全員を対象にして給付をさせていただきました。これは、国がもともと示しておりました内容に基づいて実施をしたものでございます。さきの12月議会で御承認をいただきました非課税世帯への給付金、こちらにつきましては、住民税非課税世帯のうちで住民税の課税がある人に扶養されている方を除く4,000世帯に対して実施を行ったものとなっております。

今回、本補正予算で計上させていただいております対象は、住民税均等割非課税で、なおかつ住民税が課税されている者に扶養されている方も含む350世帯を対象にしておりまして、7月に実施をいたしました給付金と対象者をそろえるという形をこの推奨事業メニューを使って実施しているということになっております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 2番目の質問について。

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 失礼いたします。各対象者の係数の違いのことについてお尋ねされたと思います。

農業者は、農業物価指数が統計情報として発表されておりまして、農業物価指数を使っ

ております。

一方、漁業者、中小企業者の係数に使われている指数は、消費者物価指数というものを従来用いておりました。ところが、物価指数の中には電気代とか燃料費とかが含まれておる消費者の指数ではあるんですけども、御存じのとおり、電気代の高騰がいつとときに比べまして、国の補助金が入りましたんでやや落ち着いております。つまり、その消費者物価指数をそのまま使うと、エネルギー高騰によって打撃、影響を受けている事業者に対してあまり効果的な支援ができないということを懸念しまして、具体的な負担割合といいますか、燃料費がどれぐらい占めているかというところを拾ってまいりました。

過去に申請を受け付けておりますので、その中で漁業者、そして中小企業者の燃料費の割合をはじき出しまして、それに基づいて試算を行ったものでございます。

以上です。

○議長（住田英次） 3番目の質問ですが。

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 3番目、算出の仕方の違いについての御質問だったかと思うんですが、先ほど説明しましたように、使っている係数と基となっている指数が違うからでございます。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 最後のそれぞれの予算の算出の仕方は係数に関係なく、漁業者、中小企業者は令和3年度の決算から物価上昇係数を掛けて月数、そして給付率を掛けておるんですが、農業者は過去の実績からここは物価上昇係数を使っていないんですよ。応援金平均見込給付額に昨年度の応援金申請件数を掛けておると。

この算出の違いはなぜかなということをお聞きしたので、その点をもう一回お伺いしたいのと、質問3回までしかできませんのであれなんですけど、物価上昇係数が違います。これを公表したときに、何で農業者は22.5なのに中小企業は18.1なのかというふうに疑問を持たれる方がおると思うんですよ。ですから、そういったときに、先ほど言いましたように電気代はやや落ち着いたんやけれども燃料代がまだ高騰しているので、こういうふうに割合が違うんですよということが対象者に分かるようにしないと、なぜ漁業者が28.2で中小企業は18.1なんだろうと思われるので、それはやはり誤解がないように、こういう基に出しておりますっていうのを出していただくと、対象者がそういう意味で違うんだなというのが分かるので、入れていただいたらなと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（住田英次） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 1番目の御質問、失礼しました。

農業者と中小企業者、漁業者の算出方法の違いなんですけども、予算を積算するに当たりまして冒頭に御説明したところに結びついていくわけなんですけども、農業者はそこと同じやり方、算出方法で今回も求めましたので、過去の実績から導き出しました。対しまして、中小企業者と漁業者は、過去の実績とは異なる指数を導き出しましたので、その違いによるものと御理解ください。

そして、最後のなぜ違うのか分かりやすくお伝えするようというところでございます。

現在、当課のほうでは、議決を予測して、見越して、見通して発送準備を行っております。議決後、速やかに対象者の方に周知ができるよう準備を終えておるところでございます。ですから、可能な範囲としましてホームページでの公表等、対応させていただければと思いますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 分かりました。ホームページで公表する場合には、そういうふうにして見比べる場合もありますので、そういった理由がある程度分かるようにしていただけたらと思います。

以上で終わります。

○議長（住田英次） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第3号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案どおり可決されました。

なお、この後の休憩中に委員会に付託されました議案第1号及び議案第2号の議案審査は、総務産業建設常任委員会を開催し審査をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（住田英次） 本会議を再開します。

~~~~~

日程第7 議案第1号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第7、議案第1号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、戸籍の識別符号とマイナンバーカードの番号とのひもづけはどうか。また、発行書類の中に、マイナンバーカードの番号と識別符号の両方が打ち出されるといふことかとの質疑があり、戸籍の識別符号は、戸籍に付番されるものとしてマイナンバーカードとも連携は取る。マイナンバーは総務省管轄、戸籍は法務省の管轄であるが、広域化をする際、個人のマイナンバーと戸籍とを突合させてひもづけし個人の特定をするが、現段階では書類中にマイナンバーが打ち出されることはないとの答弁がありました。

次に、法務省が識別符号を発行するというが、マイナンバーカードではひもづけミスがあったが、そういうことは起こらないのかとの質疑があり、付番される識別符号が確実にその方であるかどうかは、国も市町もしっかり確認を行うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第2号 江川住宅外壁改修工事(3・4棟)変更請負契約の締結について(委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第8、議案第2号江川住宅外壁改修工事(3・4棟)変更請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、今回大幅な設計変更だと思うが、これはあまりにも大き過ぎて町民の方は理解できないと思う。今後、こういうことをなくするためにどうするのかということを中心に教えてほしいとの質疑があり、12月定例会の委員会でも、外観目視による調査方法についてはほかにやり方があるのではないかという話もあった。これについては、ドローンやエクス線を使うなどの新技術による調査ができるか、今後検討していく必要があるということは回答した。設計段階で足場まで設置して調査するためには、足場設置費用が莫大なものになる。補修工事の際に詳細な調査をしたほうが合理的ということもある。今回の設計についてはそのような形を取らせてもらった。今後、このように倍増するようなことがないよう、調査方法については町としても研究、検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、増額になった理由について質疑があり、当初アスベストの除去についてはひび割れ等が発生した部分だけの除去を計画していたが、補修箇所が多く、アスベストの除去の補修面積が大きくなったことにより、アスベストの全面撤去を行うようにしたためであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 令和6年第1回臨時会の閉会に当たりまして、議長の許可をいただきましたので御挨拶を申し上げます。

本日の議会に提案させていただきました全ての議案について適切な議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。早速、事業の実施に全力で取り組み、迅速に物価高騰の影響を受けた事業者や低所得世帯に対し支援を行うとともに、江川住宅外壁改修工事の早期完成を目指します。

議員の皆様におかれましても、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(住田英次) これにて令和6年松前町議会第1回臨時会を閉会します。

午後2時0分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 池 田 幸 子

松前町議会議員 西 村 元 一